

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人金沢大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	{ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(以下、特例法) を参考にして、本給月額を約0.5%引き下げた。 } } } } }
理事	
理事(非常勤)	
監事	
監事(非常勤)	

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,658	千円 12,573	千円 4,707	千円 377 (地域手当)			
A理事	千円 12,921	千円 8,018	千円 3,278	千円 1154 (地域手当) 49 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)	4/1		◇
B理事	千円 13,065	千円 9,286	千円 3,476	千円 278 (地域手当) 24 (通勤手当)			
C理事	千円 13,091	千円 9,286	千円 3,476	千円 278 (地域手当) 49 (通勤手当)	4/1		
D理事	千円 13,065	千円 9,286	千円 3,476	千円 278 (地域手当) 24 (通勤手当)			
E理事	千円 13,177	千円 9,286	千円 3,476	千円 278 (地域手当) 135 (通勤手当)	4/1		
F理事 (非常勤)	千円 2,213	千円 2,149	千円	千円 64 (地域手当)	4/1		
A監事	千円 10,375	千円 8,018	千円 1,948	千円 240 (地域手当) 167 (通勤手当)	4/1		
B監事 (非常勤)	千円 1,915	千円 1,860	千円	千円 55 (地域手当)		3/31	

注1:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
 注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に勤務する役員に支給しているものである。
 注3:「前職」欄の「◇」は役員出向者を示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	7,542 (49,676)	6 (42)		H24.3.31	1	経営協議会において、任期期間中の担当業務を全うしたこと、文部科学省国立大学法人評価委員会から中期計画の達成に向けて順調に進んでいるとの評価を受けていることなどから、業績評価率は「1」と決定された。	
理事 (非常勤)						該当者なし	
監事	2,172	2		H24.3.31	1	経営協議会において、任期期間中の担当業務を全うしたこと、文部科学省国立大学法人評価委員会から中期計画の達成に向けて順調に進んでいるとの評価を受けていることなどから、業績評価率は「1」と決定された。	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:理事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定された当初予算の範囲内で運用する。〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔国家公務員、独立行政法人及び他の国立大学法人の給与水準を考慮する。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔人件費の範囲内で、勤務成績により勤勉手当(6月, 12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号給数)を決定する。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6ヶ月間の職員の勤務成績に応じた成績率によって勤勉手当を支給する。
昇格・降格	昇格: その職務の級について定められた必要在級年数又は最短昇格期間を超える経験年数を有する職員について、その職員の勤務成績等に基づき選考により1級上位の職務の級に昇格させることができる。 降格: 勤務実績がよくない場合、下位の職務の級に降格することがある。
昇給	昇給日前1年間の勤務成績に基づき決定される昇給の区分に応じた号給数を昇給させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

- ①平成24年4月1日現在36歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号給の決定状況を考慮して調整の必要がある職員は、平成24年7月1日における号給を1又は2号給上位に調整した。
- ②本給月額を平均約0.23%引き下げた。
- ③平成24年7月1日から平成26年3月31日の間において、給与を次のとおり減額する事とした。

[本給月額]

- ・一般職本給表(一)適用者のうち、2級以下の職員については4.77%、3級から6級までの職員については7.77%、7級以上の職員については9.77%減額
- ・一般職本給表(二)適用者のうち、3級以下の職員については4.77%、4級以上の職員については7.77%減額
- ・教育職本給表(一)適用者のうち、2級以下の職員については4.77%、3級及び4級の職員については7.77%、5級の職員については9.77%減額
- ・医療職本給表(二)(附属病院勤務者を除く)適用者のうち、2級以下の職員については4.77%、3級から6級までの職員については7.77%、7級以上の職員については9.77%減額

[管理職手当]

- ・上記、本給月額減額対象職員(以下、減額対象職員)については、10%減額

[地域手当]

- ・減額対象職員については、本給月額及び管理職手当減額分に対する地域手当額

[広域異動手当]

- ・減額対象職員については、本給月額及び管理職手当減額分に対する広域異動手当額

[期末手当・勤勉手当]

- ・減額対象職員については、9.77%減額

(役員について)

- ①平成24年7月1日から平成26年3月31日の間において、報酬を次のとおり減額する事とした。

[本給月額・地域手当・広域異動手当・期末特別手当]

- ・9.77%減額

(国と異なる措置の概要)

- ・号給調整時期を平成24年7月1日とした。
- ・減額開始時期を平成24年7月1日とした。
- ・附属病院に勤務する医療職本給表(一)及び医療職本給表(二)適用者を減額対象外とした。
- ・当分の間、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)適用者を減額対象外とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	2,086	42.6	6,219	4,650	56	1,569
事務・技術	423	41.6	5,086	3,847	69	1,239
教育職種 (大学教員)	893	48.8	7,955	5,887	63	2,068
医療職種 (病院看護師)	544	34.2	4,523	3,424	34	1,099
技能・労務職種	8	49.1	4,889	3,739	46	1,150
教育職種 (附属高校教員)	44	45.8	7,088	5,362	49	1,726
教育職種 (附属義務教育学校教員)	47	42.6	6,585	4,998	62	1,587
医療職種 (病院医療技術職員)	127	36.8	4,705	3,561	51	1,144

任期付職員	37	44.1	6,480	4,861	31	1,619
教育職種 (特任教員)	37	44.1	6,480	4,861	31	1,619

再任用職員	9	62.8	3,526	3,019	132	507
事務・技術	6	62.7	3,542	3,047	183	495
医療職種 (病院看護師)	2	-	-	-	-	-
技能・労務職種	1	-	-	-	-	-

非常勤職員	77	36.9	3,336	2,905	60	431
事務・技術	18	46.2	3,265	2,479	120	786
教育職種 (大学教員)	18	39.7	4,235	3,234	55	1,001
医療職種 (病院医師)	40	30.9	2,942	2,942	34	0
技能・労務職種	1	-	-	-	-	-

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、実験助手等を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「教育職種(特任教員)」とは、研究・教育及び診療活動の活性化、高度化を図るために特別に雇用する者を示す。

注6:在外職員については該当者がいないため、表を省略した。

注7:以下の職種については該当者がいないため、表を省略した。

常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」

任期付職員のうち「事務・技術」,「教育職種(大学教員)」,「医療職種(病院医師)」,「医療職種(病院看護師)」

再任用職員のうち「教育職種(大学教員)」,「医療職種(病院医師)」

非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」

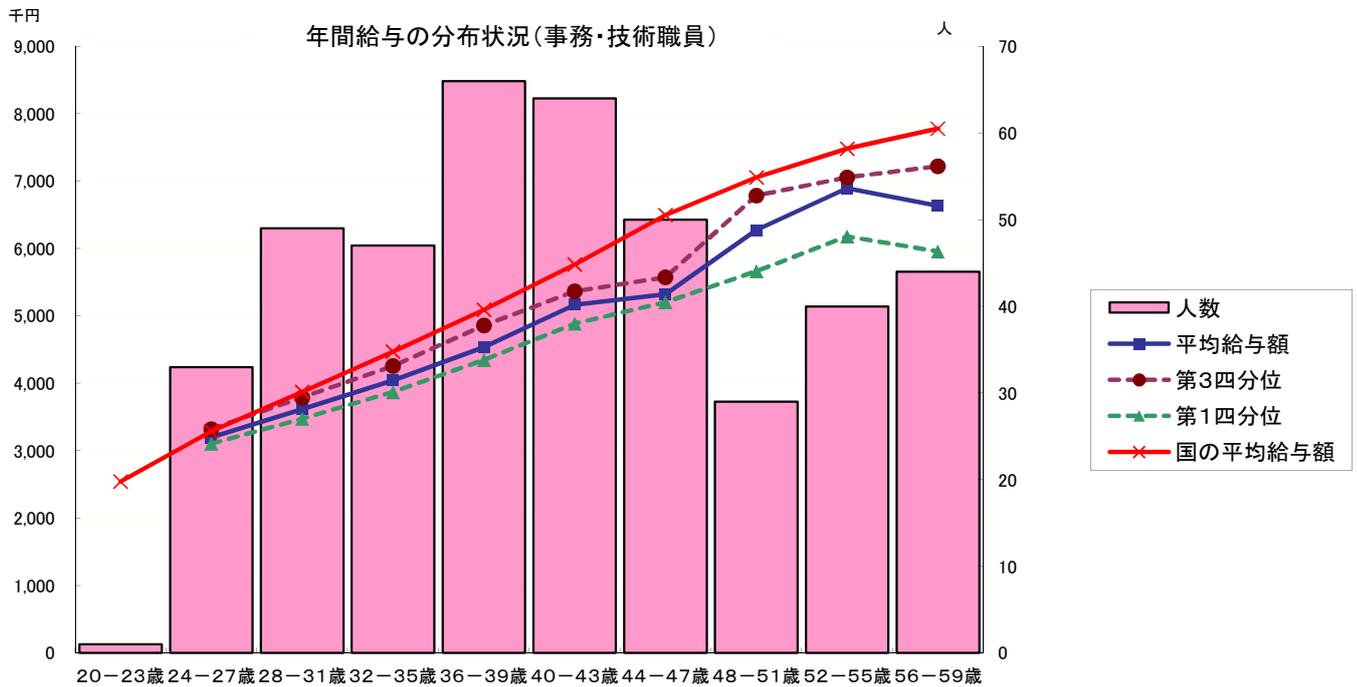
注8:再任用職員及び非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」,「技能・労務職種」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	人 10	歳 42.2	千円 7,532	千円 7,532	千円 0	千円 0
教育職種 (特任教員)	人 10	歳 42.2	千円 7,532	千円 7,532	千円 0	千円 0

注1:在外職員,再任用職員,非常勤職員及び任期付職員のうち「教育職種(特任教員)」以外の職種については該当者がいないため、表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

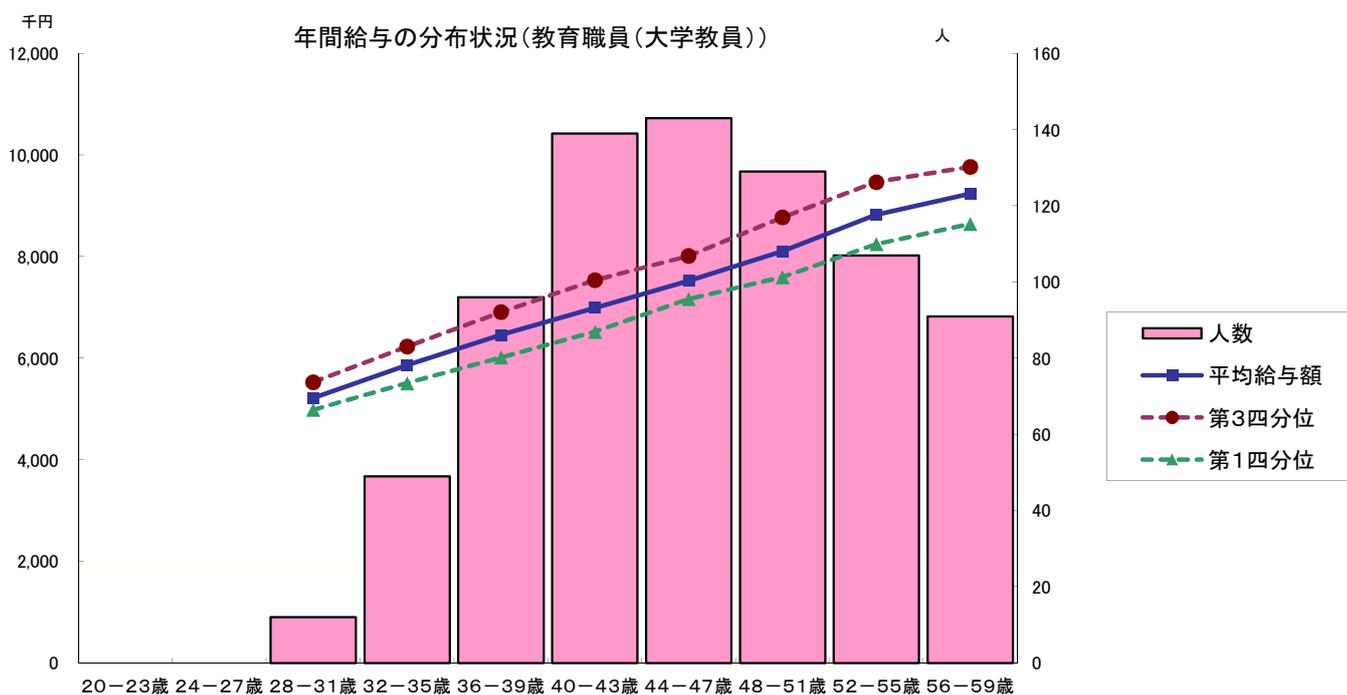
注2:年齢階層20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
部長	10	55.9	7,480	9,676
課長	31	53.9	6,898	7,371
課長補佐	37	51.9	5,959	6,842
係長	130	46.6	5,174	5,710
主任	109	38.4	4,209	4,776
係員	106	30.2	3,262	3,838

注:「課長」には、課長相当職である「室長」及び「次長」を含む。

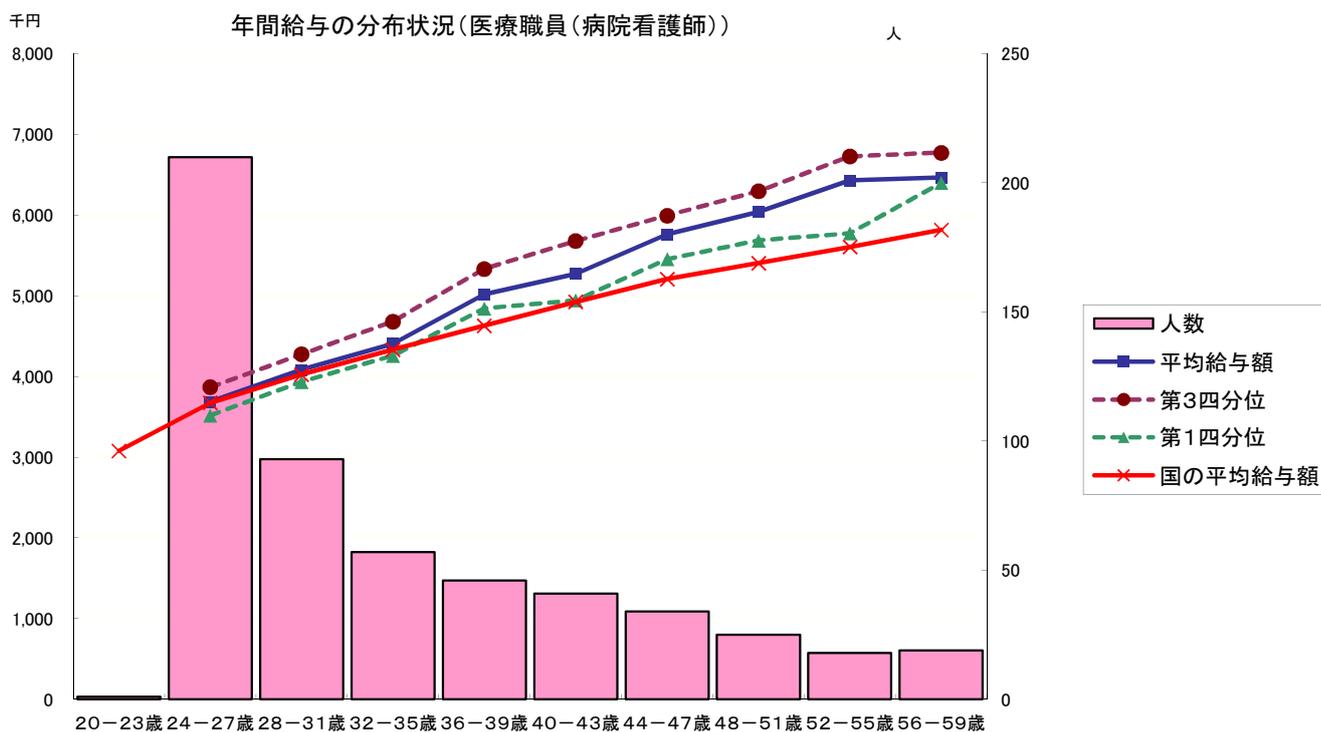
本法人は「課長補佐」相当職として「副課長」、「副室長」及び「専門員」を置いている。



注:年齢階層20～23歳及び24～27歳については,該当者はいない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	372	55.7	8,672	9,228	9,743
准教授	251	45.6	7,086	7,446	7,886
講師	65	46.1	7,145	7,326	7,718
助教	200	40.7	5,782	6,194	6,576
助手	5	52.5	5,948	6,158	6,478



注:年齢階層20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
看護部長	1	-	-	-
副看護部長	3	51.5	-	-
看護師長	33	49.7	6,109	6,699
副看護師長	70	44.7	5,335	6,137
看護師	437	31.1	3,650	4,353

注:看護部長は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、第1・第3分位及び平均額を記載していない。また、副看護部長は該当者が3人のため、同様に、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長
人員 (割合)	423	36 (8.5%)	95 (22.5%)	184 (43.5%)	62 (14.7%)	29 (6.9%)
年齢(最高～最低)		38～23	47～27	59～35	59～45	59～40
所定内給 与年額(最高～最低)		2,898～1,927	3,763～2,363	4,456～2,829	5,380～3,873	5,856～4,513
年間給与 額(最高～最低)		3,733～2,549	4,917～3,133	5,860～3,792	7,158～5,243	7,581～6,187

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	11 (2.6%)	5 (1.2%)	1 (0.2%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)	59～49	59～51	-	-	-
所定内給 与年額(最高～最低)	6,306～5,304	7,951～6,352	-	-	-
年間給与 額(最高～最低)	8,195～6,934	10,717～8,589	-	-	-

注:8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	893	該当者なし	206 (23.1%)	66 (7.4%)	250 (28.0%)	371 (41.5%)
年齢(最高～最低)		-	64～29	60～31	64～33	64～40
所定内給 与年額(最高～最低)		-	5,689～2,925	6,506～3,818	6,557～4,250	8,591～5,056
年間給与 額(最高～最低)		-	7,314～3,863	8,486～5,070	8,669～5,770	11,726～6,962

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	544人	該当者なし	436人 (80.1%)	71人 (13.1%)	33人 (6.1%)	3人 (0.6%)
年齢(最高 ～最低)		-歳	58～23歳	59～31歳	58～37歳	52～50歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		-千円	4,514～2,442千円	5,225～3,469千円	5,884～3,920千円	5,691～4,626千円
年間給与 額(最高～ 最低)		-千円	6,100～3,227千円	6,925～4,535千円	7,714～5,283千円	7,594～6,326千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	該当者なし	1人 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)	-歳	-歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	-千円	-千円
年間給与 額(最高～ 最低)	-千円	-千円

注:7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	65.9%	64.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.8%	34.1%	35.5%
	最高～最低	52.1～32.4%	46.3～29.9%	48.1～31.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	67.3%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6%	32.7%	34.2%
	最高～最低	43.2～31.7%	40.3～29.2%	39.4～30.5%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 65.4	% 64
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.4	% 34.6	% 36
	最高～最低	% 44.8～33.1	% 46.0～30.5	% 45.4～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.4	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.6	% 34.1
	最高～最低	% 49.0～31.9	% 41.1～28.8	% 45.2～30.7

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 64.2	% 60.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.4	% 35.8	% 39.1
	最高～最低	% 49.8～37.7	% 46.3～31.3	% 48.0～34.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.6	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 33.4	% 34.9
	最高～最低	% 43.2～32.4	% 40.3～29.1	% 37.7～31.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

88.9

対他の国立大学法人等

97.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

96.3

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

104.6

対他の国立大学法人等

99.0

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 88.9		
	参考	地域勘案	95.6
		学歴勘案	88.9
		地域・学歴勘案	95.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.3% (国からの財政支出額 19,287百万円, 支出予算の総額 54,634百万円:平成24年度予算)		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0 円(平成23年度決算)		
	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成24年度の対国家公務員の比較指数は88.9となっており、給与水準は適切に確保されている。		
講ずる措置	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 104.6		
	参考	地域勘案	104.2
		学歴勘案	105.7
		地域・学歴勘案	105.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	特例法を参考に開始した給与減額支給措置(年間給与平均7.8%減額)の対象から病院看護師を外したため。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.3% (国からの財政支出額 19,287百万円, 支出予算の総額 54,634百万円:平成24年度予算)		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0 円(平成23年度決算)		
	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成24年度の対国家公務員の比較指数は104.6となっているが、給与減額支給措置の対象としていないための期間限定的なものであり、給与水準は適切に確保されている。		
講ずる措置	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 97.5

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与, 報酬等支給総額 (A)	14,374,019	14,942,050	△ 568,031	(△ 3.8)	△ 553,573	(△ 3.7)
退職手当支給額 (B)	1,528,626	1,208,727	319,899	(26.5)	177,625	(13.1)
非常勤役職員等給与 (C)	5,696,515	5,446,263	250,252	(4.6)	701,966	(14.1)
福利厚生費 (D)	2,610,647	2,571,375	39,272	(1.5)	210,645	(8.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	24,209,807	24,168,415	41,392	(0.2)	536,663	(2.3)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 「給与, 報酬等支給総額」, 「退職手当支給額」, 「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1) 「給与, 報酬等支給総額」(前年度比△3.8%)

平成24年7月1日に号給調整を行ったが、同日より特例法を参考に給与減額支給措置を開始したため3.8%の減額となった。

【給与減額支給措置による職種別削減額】

常勤役員: 6,938千円

事務・技術, 技能・労務, 医療職種: 139,378千円

教育職種(大学教員): 438,652千円

(2) 「退職手当支給額」(前年度比26.5%)

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、退職手当支給額の引下げを行ったが、退職者数が増加したため26.5%の増額となった。

【退職手当支給額引下げによる職種別削減額】

事務・技術及び技能・労務職種: 7,919千円

教育職種: 41,437千円

医療職種(病院医療技術職員): 2,807千円

医療職種(病院看護師): 7,064千円

(3) 「最広義人件費」(前年度比0.2%)

上記増減要因に加え、7対1看護基準に対応するための看護師の増員及び外部資金等により雇用される教職員数の増加に伴い、非常勤役職員等給与が4.6%増額、さらに法定福利の保険料率の上昇により福利厚生費が1.5%増額したことにより、最広義人件費が0.2%の増額となった。

② 「非常勤役職員等給与」欄に含まれる役職員についての給与減額支給措置・退職手当支給額引下げによる削減額

【給与減額支給措置による削減額: 26,329千円】

【退職手当支給額引下げによる削減額: 368千円】

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年3月1日から以下のとおり調整率を設け段階的に役職員の退職手当支給額を引き下げることにした。

【調整率】

平成25年3月1日～平成26年3月31日: 99/100

平成26年4月1日～平成27年3月31日: 95/100

平成27年4月1日～平成28年3月31日: 91/100

平成28年4月1日以降: 87/100